

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下「本会」という。）の慶祝および弔慰について定める。

(対象)

第2条 本会の正会員、名誉会員、監事、団体代表者、賛助会員代表とする。

(慶祝)

第3条 正会員が結婚する場合は、祝電をもって慶祝する。

(弔慰)

第4条 正会員が死亡した場合は、本会役員が参列し弔電および香典ならびに献花等のいづれかをもって弔慰とする。

(支出金額の基準)

第5条 支出金額は、1件につき3万円を上限とする。

(特例)

第6条 第2条、第3条、第4条および第5条に定めない事例が生じた場合は、その都度会長が決定する。

第7条 慶弔等の事例発生後2ヶ月を経過した場合は対象としない。

第8条 慶弔の事例が発生した場合は、会員、施設責任者または医療圏代表者がすみやかに事務局あてに連絡するものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規程は、平成28年3月6日から施行する。
2. 平成30年5月13日 改定。